

# 幕張テクノガーデン 全体消防計画

2023年 5月 19日

幕張テクノガーデン共同防火・防災管理協議会

## 目 次

第1章 総 則	4
第1節 計画の目的	4
第2節 計画適用範囲	4
第3節 防火・防災管理業務の委託	4
第4節 管理権原者の責務等	4
第5節 統括防火・防災管理者の権限及び業務	5
第2章 予防的事項	7
第1節 共通的事項	7
第2節 火災に特有の内容	10
第3節 地震に特有の内容	12
第3章 応急対策的事項	13
第1節 共通的事項	13
第2節 火災に特有の内容	17
第3節 地震に特有の内容	19
第4節 その他の災害についての対応	28
第4章 教育訓練	29
第1節 各事業所（従業員）等の教育	29
第2節 訓練の実施	30
別表（1） 被害想定	33
別表（2） 予防的活動のための組織編成表	36
別表（3） 自主点検チェック票	37
別表（4） 消防用設備等自主点検チェック票	39
別表（5） 消防機関への届出、連絡事項等	41
別表（6） 防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等の一覧	42
別表（7） 幕張テクノガーデン自衛消防隊活動要領	43
別表（8） 物品管理表	44
別表（9） 幕張テクノガーデン自衛消防隊及び任務分担表	45
別表（10） 幕張テクノガーデン自衛消防本部隊の編成と任務	46
別表（11） 幕張テクノガーデン地震災害対策本部	47
別表（12） 資格管理表（自衛消防業務講習）	48
別表（13） 消防訓練実施届出書	49

別表（14） 全体についての統括防火・防災管理業務の委託状況表	50
別図（1） 避難動線図	51
別図（2） 避難判断基準（地震発生時の対応行動フロー）	52
別図（3） 幕張テクノガーデン避難場所指定地	53

# 幕張テクノガーデン 全体消防計画

## 第1章 総 則

### 第1節 計画の目的

#### 第1条 (目 的)

この計画は、消防法又は火災予防条例に基づき、管理権限が及ぶ範囲における防火・防災管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、大規模地震、その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減、二次的災害発生の防止を目的とする。

### 第2節 計画適用範囲

#### 第2条 (消防計画の適用範囲)

管理権限が及ぶ範囲は、管理規約による共有部分とする。

2. この計画は幕張テクノガーデンに存する事業所の管理権原者(以下「事業主」という。)、防火・防災管理者及びその他勤務する者に適用するものとする。

### 第3節 防火・防災管理業務の委託

#### 第3条 (計画の適用)

この計画は、委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者(以下受託者という。)についても適用するものとする。委託状況は、別表(14)「全体についての統括防火・防災管理業務の委託状況表」のとおり。

#### 第4条 (委託者からの指揮命令)

受託者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

#### 第5条 (委託者への報告)

受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期的に防火・防災管理者に報告する。

### 第4節 管理権原者の責務等

#### 第6条 (管理権原者の責務)

管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように努め、次の事項について責務を有する。

- (1) 管理権原者間の協議により、建物全体の防火・防災管理業務を適正に遂行できる権限と知識を有する者を統括防火・防災管理者に選任（解任）すること
- (2) 統括防火・防災管理者に建物全体についての消防計画の作成その他建物全体についての防火・防災管理業務を行わせること
- (3) 統括防火・防災管理者を選任（解任）した場合、消防機関へ届け出ること
- (4) (3)の届け出に際しては、各管理権原者の主要な者として、株式会社幕張テクノガーデン代表取締役を指名し、その代表者名をもって届け出を行うものとする
- (5) 統括防火・防災管理者の届け出等の消防機関との連絡など防火・防災管理上必要な事項を行うとともに、相互に意思の疎通を図り、建物全体の安全性の確保に努めること
- (6) 建物の全体についての防火・防災管理業務の実施体制を確立し、維持すること
- (7) 火災等が発生した場合、自衛消防活動の全般についての責任を共同して負うこと
- (8) 火災等発生の情報を受けた場合、自衛消防本部の設置を自衛消防隊長に指示すること
- (9) 委託した防火・防災管理業務が確実に遵守されるように相互に協力すること

## 第5節 統括防火・防災管理者の権限及び業務

### 第7条（統括防火・防災管理者及び事務局）

統括防火・防災管理者は、株式会社幕張テクノガーデン代表取締役（幕張テクノガーデン共同防火・防災管理協議会（以下「本会」という。）会長）が株式会社幕張テクノガーデンから選任し、この業務を補助するため事務局を施設部におき、この計画実施にあたってのすべての事務を行うものとする。

### 第8条（統括防火・防災管理者の権限及び業務）

統括防火・防災管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 全体消防計画の作成・変更及び各事業所の消防計画の作成指導
- (2) 消火・通報・避難・誘導等の総合訓練の実施
- (3) 建築物・火気使用設備器具・危険物施設等の点検、検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び監督
- (5) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
- (6) 火気の使用又は取扱に関する指導監督
- (7) 点検・検査の結果、不備、欠陥箇所の改修、修理の促進
- (8) 幕張テクノガーデン内、各事業所の防火・防災管理者等、防火・防災管理業務に従事するものに対する相互の連絡に関すること
- (9) 防火・防災管理業務に従事するものに対する防火・防災教育の実施指導
- (10) 防火・防災管理業務上必要なときの入居者各事業所への立入
- (11) 収容人員の管理
- (12) 放火防止対策の推進

- ( 13 )関係機関との連絡
- ( 14 )その他防火・防災上必要な事項

#### 第9条 (統括防火・防災管理者への報告)

各事業主は、自社の防火・防災管理者をして、次の事項を統括防火・防災管理者へ報告をしなければならない。

- ( 1 )各事業所の用途、収容人員、及び設備を変更するとき
- ( 2 )各事業所等の消防計画の作成及び変更するとき
- ( 3 )内装改修及び改築等の工事を行うとき
- ( 4 )危険物又は引火性物品を貯蔵・取扱うとき
- ( 5 )臨時に火気を使用するとき
- ( 6 )火気使用設備器具又は電気設備を新たに使用するとき
- ( 7 )催物を開催するとき

#### 第10条 (消防機関への報告・連絡)

統括防火・防災管理者は、事業主が行う消防機関への届出及び報告にかかわる次の事項について行うものとする。

- ( 1 )全体にわたる消防計画及び各事業所の消防計画の届出
- ( 2 )建物及び諸設備の設置又は変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続き
- ( 3 )消防設備等の点検、検査結果報告書の提出
- ( 4 )防災教育・訓練実施時における事前通報及び指導要請
- ( 5 )その他、法令に基づく報告の手続き及び防火管理についての必要事項
- ( 6 )火災予防上必要な諸設備の検査を実施する為の指導要請

#### 第11条 (被害想定)

統括防火・防災管理者は、大規模地震発生(震度6強以上)時における別表( 1 )の被害を想定し、平素の検査・点検及び整備を行うとともに、各事業主等に防火・防災についての意識を高めるための指導を行うものとする。

#### 第12条 (消防計画を見直すための組織)

防火・防災管理業務の確実な実践を図るため、幕張テクノガーデン共同防火・防災管理協議会を定期的に開催し、この計画の見直しを行うものとする。

2. 本会会長は、次の場合は臨時に本会を開催するものとする。

- ( 1 )類似した防火対象物からの火災及び火災以外の社会的反響の大きい災害事例が発生し、現状の計画では対処できないとき
- ( 2 )災害又は訓練による検証等により、計画の変更が必要な事項が判明したとき
- ( 3 )国又は自治体から企業の災害対処体制の変更を必要とされる重要情報が発表されたとき
- ( 4 )新たな災害予防対策ができたとき
- ( 5 )その他、管理権原者及び防火・防災管理者などからの報告、提案により必要と認め

たとき

3. 本会に関する事項は、「幕張テクノガーデン共同防火・防災管理協議会会則」に定める。

## 第2章 予防的事項

### 第1節 共通的事項

#### 第13条 (予防管理組織)

予防管理組織は、幕張テクノガーデンの災害被害の予防的活動を行う組織と自主点検・検査をするための組織とする。

#### 第14条 (予防的活動のための組織)

予防的活動に係る組織は、幕張テクノガーデンの平素における火災予防及び地震時の出火防止に加え被害発生・拡大防止を図るため、統括防火・防災管理者のもとに、防火・防災担当責任者と火元責任者をおくこととし、別表(2)のとおり定める。

#### 第15条 (火災予防及び防災のための組織)

火災予防及び防災のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止をはかるため、各事業所の防火・防災管理者のもとに、各階及びブロック毎に防火・防災担当責任者を、各部屋又は一定の区域毎に火元責任者をおくものとし、各事業者が定める。

#### 第16条 (防火・防災担当責任者の業務)

防火・防災担当責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火・防災管理者の補佐
- (3) その他、防火・防災管理上必要な業務 (火元責任者の業務を除く)

#### 第17条 (火元責任者の業務)

火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建物・火気使用設備器具・電気設備器具・危険物施設及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震における火気使用設備器具の安全確認に関すること。
- (4) 火気関係及び閉鎖障害等に係る検査の実施に関すること。
- (5) 防火・防災担当責任者の補佐

第 18 条 (自主点検・検査のための組織)

自主チェックに係る組織は、消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、火気使用設備器具及び電気設備等について適正な機能を維持するため、点検・検査員により編成して行うものとする。

2. 統括防火・防災管理者は、点検が計画通り行われているか否かを確認するとともに、点検結果をチェックするものとする。

第 19 条 (建物等の自主点検)

建物等の自主点検は、別表 (3) の「自主点検チェック表」に基づき定期的に各点検・検査員が行うものとする。

第 20 条 (消防用設備等の自主点検のチェック表)

消防用設備等・特殊消防設備等の自主点検は、別表 (4) の「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、各点検・検査員が行うものとする。

2. 実施時期は、3月、9月とする。

第 21 条 (消防用設備等の法定点検)

消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、点検設備業者に委託して、行うものとする。

第 22 条 (防火対象物及び防災管理の法定点検)

防火対象物及び防災管理の法定点検は、資格者に委託して行うものとする

2. 建物の定期検査は、資格者又は点検業者が行い、建物の維持管理に努めるものとする。

第 23 条 (防火対象物及び防災管理の法定点検の報告)

自主点検・自主検査及び法定点検の実施者は、定期的に統括防火・防災管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、直ちに報告するものとする。

第 24 条 (報告内容の不備・欠陥部分の改修)

統括防火・防災管理者は、報告された内容で不備欠陥部分がある場合は、各事業所の事業主に報告し改修を図るものとする。

第 25 条 (点検結果等の記録管理)

統括防火・防災管理者は、点検結果等を記録管理するものとする。

第 26 条 (改修計画・改修結果の報告)

各事業者の防火・防災管理者は、不備欠陥部分の改修計画、改修結果を統括防火・防災管理者に報告するものとする。

第 27 条 (消防機関への各種届出等)

統括防火・防災管理者は、消防機関への各種届出等について、別表(5)のとおり行うものとする。

2. 各事業所の事業主は、報告又は届出した書類及び防火・防災業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめ、防火・防災管理維持台帳を作成し、整備、保管しておくものとする。
3. 防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等は、別表(6)のとおりとする。

第 28 条 (休日・夜間等の対応)

各事業所の防火・防災管理者は、休日・夜間等で従業員が少なくなる場合は、従業員相互の連絡を十分に行い、安全対策に空白が生じないようにする。

2. 幕張テクノガーデンの休日・夜間等の防火・防災管理業務は、別表(7)による管理体制により行うものとする。

第 29 条 (工事中の安全対策)

各事業所の防火・防災管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策をたてる。

また、次に掲げる事項の工事を行う時は、「工事中の消防計画」を消防機関に届出するものとする。

- (1) 建築基準法第7条の6に基づき特定行政庁に仮使用するための申請をしたとき。
  - (2) 改築、模様替え等の工事中の防火対象物で消防用設備等及び避難施設の機能に影響を及ぼすとき。
2. 各事業所の防火・防災管理者は、工事部分の防火担当責任者については、各作業グループ別及び作業種別に各現場監督者を指定し、区域内の火気管理、喫煙管理、危険物の管理等それぞれの場に応じた安全対策を行わせる。
  3. 各事業所の防火・防災管理者は、前項の工事中の安全対策、「工事中の消防計画」等の実施状況について、必要に応じ現場確認を行い、法令適合や火気管理等、防火上の安全を確認するものとする。

第 30 条 (工事中の遵守事項)

各事業所の防火・防災管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させるものとする。

- (1) 溶接・溶断など火気を使用する工事を行わないこと。
- (2) 発火物・引火物等の危険物を持ち込む場合は、その都度、防火・防災管理者に承認を受けること。
- (3) 工事部分ごとに指定された防火担当責任者は、工事の状況について、定期に各事業所の防火・防災管理者に報告すること。

## 第2節 火災に特有の内容

### 第31条 (出火防止)

各事業所の防火・防災管理者は、火気使用設備器具の種類、使用する燃料、構造等に応じた安全管理に努めることとする。

### 第32条 (火気使用制限)

各事業所の防火・防災管理者は、次の事項について喫煙及び火気等の使用の制限を行うものとする。

- (1) 喫煙は、指定した喫煙室で行うこと
- (2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所は、厨房及び給湯室を除く全ての場所とする

### 第33条 (臨時の火気使用等)

臨時に火気を使用する者は、次の事項を事前に統括防火・防災管理者に連絡し、承認を得るものとする。

- (1) 指定場所以外で喫煙又は火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- (4) 危険物を貯蔵、取り扱い又は種類・数量等を変更するとき。
- (5) 改装・模様替え等の工事を行うとき。
- (6) 火災予防条例第23条に定める事項について消防機関に届出、承認を受けるとき。

### 第34条 (火気使用遵守事項)

火気等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 電熱器具・ガスコンロ等の火気使用設備器具を使用する場合は、指定された場所以外では使用してはならない。
- (2) 火気使用器具を使用する前に必ず器具等を点検してから使用すること。
- (3) 火気使用器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。
- (4) 火気使用設備器具を使用した後は、必ず器具を点検し、安全を確認すること。
- (5) 喫煙は、指定された場所以外ではしてはならない。

### 第35条 (放火防止対策)

各事業所の防火・防災管理者は、次の事項に留意して放火防止に努めるものとする。

- (1) 廊下、階段室、洗面所、契約駐車場等の可燃物の整理、整頓又は除去を行う。
- (2) 物置、空き室、倉庫等の施錠管理及び人が入れない環境作りを行う。
- (3) アルバイト、パート、派遣などの従業員の明確化による不法侵入者の監視を行う。
- (4) 監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の定期的な巡回監視を行う。
- (5) 休日、夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物等の整理整頓を行う。

- ( 6 )最終退館者は、火気及び施錠の確認を確実に行う。
- ( 7 )全従業員等に対する放火防止意識の高揚策を図る。

#### 第 36 条 (危険物等の管理)

各事業所の防火・防災管理者は、次の事項を遵守し、危険物の安全管理を行うものとする。

- ( 1 )危険物施設の管理は、危険物取扱者又は危険物に関し必要な知識を有するものに行わせること。
  - ( 2 )危険物を貯蔵し又は取扱う場所においては、火気を使用しないこと。
  - ( 3 )危険物を貯蔵し又は取扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、みだりに不必要なものを置かないこと。
  - ( 4 )危険物が漏れ、あふれ又は飛散しないようにすること。
  - ( 5 )定期的に点検し、その結果を記録保存し安全管理に活用すること。
2. 各事業所の防火・防災管理者は、当該建物への持込みが禁止されている危険物品の使用が申請により認められた場合は、安全管理に努めるものとする。

#### 第 37 条 (避難施設・防火上の構造等の管理)

各事業所の防火・防災管理者又は従業員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

- ( 1 )避難口、廊下、階段、避難通路その他の避難施設
    - ①避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。
    - ②避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
    - ③床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理すること。
  - ( 2 )火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な活動を確保するための防火設備
    - ①防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かないこと。
    - ②防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。
2. 防火・防災管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検・検査を実施し、施設・設備の機能の確保に努めるものとする。

#### 第 38 条 (避難経路図の掲示)

各事業所の防火・防災管理者は、人命の安全を確保するため避難経路図を作成し、廊下等の見やすい場所に掲示するとともに、従業員等に周知徹底するものとする。

### 第3節 地震に特有の内容

#### 第39条 (建物等の耐震診断等)

統括防火・防災管理者は、建物・設備等の耐震診断を行い、建物・設備の維持管理に努めるものとする。ただし、不備、不整合等がある場合は、事業主に報告し、改修を図るものとする。

2. 事業主は、建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、改修を図るものとする。

#### 第40条 (収容物等の転倒・移動・落下防止)

各事業所の防火・防災管理者は、事業所内、避難通路、出入口等の収容物等の転倒・移動・落下防止に努めるものとする。

2. 各事業所の火元責任者及び各点検・検査員は、各種点検等に合わせ、収容物等の転倒落下防止等が行われていることを確認し、行われていない場合は、滑り止め等必要な措置を講じるものとする。

#### 第41条 (地域防災計画等との調整)

統括防火・防災管理者は、消防に係る法令等及び市区町村が作成・公表する地域防災計画、震災の被害予測並びに防災マップ等を定期的に確認し、消防計画との整合性に努めるものとする。

#### 第42条 (非常用物品の確保)

各事業所の事業主は、地震その他の災害等に備えて非常用物品等を次のとおり確保するように努めるものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) 食糧
- (4) 飲料水

2. 各事業所の防火・防災管理者は、自ら又は防火・防災担当責任者に非常用物品の点検整備を定期に実施させるものとする。
3. 非常用物品の点検は、地震想定訓練実施時等に合わせて行うものとする。

#### 第43条 (ライフラインの途絶に対する措置)

電気、ガス、上下水道、電話等のライフラインが途絶する場合の措置として、次のことを行うものとする。

- (1) 停電への対応

非常電源、携帯用照明器具等の確保及び発動発電機等の確保を図るとともに非常電源等の能力等の確認を行う。

- (2) ガスの供給停止への対応

カセットコンロ、ボンベ等の確保を図る。

(3)断水への対応

建物全体が保有する水量の把握とともに生活用水の確保及びトイレ用具等の確保を図る。

(4)通信不全への対応

電話回線の複線化及び無線機、拡声器、トランシーバー等非常時の通信手段の確保を図るとともに平素からの訓練に努める。

第44条(緊急地震速報の活用)

事業主は、緊急地震速報を活用し、防災センターの機能向上に努めるものとする。

## 第3章 応急対策的事項

### 第1節 共通的事項

第45条(自衛消防組織の編成)

統括防火・防災管理者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防組織別表(9)を編成するものとする。

2. 自衛消防組織には、統括管理者を置き、本部隊及び地区隊を編成するものとする。

(1)統括管理者は、統括防火・防災管理者の選任によるものとし、自衛消防業務講習受講者等の法定資格者がその任にあたる。

(2)統括管理者には、その任務の代行者(以下「統括管理者の代行者」という。)を定める。

3. 部隊に、班を置く。

(1)本部隊に置く班は、指揮班、通報連絡班、消火班、避難誘導班、技術班、警備班、救護班とし、各班に班長を置く。

(2)防災センターを本部隊の活動拠点とし、防災センター勤務員を本部隊の中核として配置する。

4. 地区隊に、地区隊長及び班を置く。

地区隊は事業所または1フロアを基準とし、地区隊に置く班は、通報連絡班、消火班、安全防護班、避難誘導班、応急救護班とし、各地区隊に隊長及び副隊長を置くものとする。

5. 自衛消防組織の編成及び主たる任務は、別表(10)のとおりとする。

第46条(自衛消防組織の活動範囲)

自衛消防組織の活動範囲は、防火対象物全体とする。

2. 隣接する防火対象物からの災害を阻止する必要がある場合は、統括管理者の判断に基づき活動する。

第 47 条 (統括防火・防災管理者、事業主の権限)

統括防火・防災管理者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

2. 事業主は、統括防火・防災管理者の代行者である統括管理者に対し、任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

第 48 条 (統括管理者)

統括管理者は、統括防火・防災管理者の命を受け、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう隊を統括する。

2. 統括管理者は、消防隊へ必要な情報提供等を行い消防隊との連携を密にしなければならない。
3. 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに、統括管理者への報告、連絡を密に行わなければならない。

第 49 条 (本部隊の任務)

本部隊は、自衛消防組織の管理する区域で発生する災害においては、強力なリーダーシップを発揮し初動対応及び全体の統制を行うものとする。

2. 本部隊は、防災センター勤務員を中核として、次の活動を行うものとする。

(1) 本部隊の指揮班、通報連絡班は、本部員として活動拠点(防災センター)において次の任務にあたる。

- ① 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録
- ② 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡
- ③ 在館者に対する指示
- ④ 関係機関や関係者への連絡
- ⑤ 消防用設備等の操作運用
- ⑥ 避難状況の把握
- ⑦ 地区隊への指揮や指示
- ⑧ その他必要な事項

(2) 本部隊の消火班、避難誘導班、技術班、救護班、警備班は、統括管理者の指揮の下で現場員として災害発生場所における任務にあたり、次の業務を行うものとする。

① 指揮班

本部隊の指揮班員は、防災センター又は火災の状況により 1F・2F エントランスホール・プラザ広場等に本部を設置し、統括管理者の補佐及び指揮・命令等の伝達にあたる。

② 通報連絡班

ア 地区隊の通報連絡員が消防機関への通報をしたかどうか確認したのち、放送設備を活用して構内に周知するものとする。なお、放送文例は別に指定する。

イ 前項の措置終了後、自衛消防隊長に出火場所・延焼状況その他必要項を連絡すること。

ウ 地区隊の通報連絡員の行ったことを再確認するとともに、災害の状況を逐次消防機関や各入居者・本部等へ連絡すること。

### ③消火班

ア 本部隊における消火活動は、地区隊の行う初動活動を包含して、屋内消火栓・消火器等をもって初動以後の中核となって消火活動を行うこと。

イ 不燃性ガス消火設備作動区域の立入りについては、ガス拡散を確認後入室のこととする。

### ④避難誘導班

ア 出火階及びその上層階の避難者を優先して、防災センターと非常電話で連絡をとりながら地区隊の係員と協力し、避難誘導にあたる。

イ 1F・2Fエントランスホール、あるいはプラザ付近を館内一時集合場所とし、各地区隊の避難誘導員をして自己事業所の避難者を確認させ、その状況を避難誘導班に報告する。

ウ エレベーターによる避難及び屋上への避難誘導は原則として行わない。

### ⑤技術班

本部隊の技術班員は、発生時における防護安全措施として、防火扉・防火ダンパーの閉鎖確認及びその他防火施設に対する必要な措置、電気機械設備等の必要な措置を講じること。

### ⑥警備班

ア 本部隊の警備班員は、各出入口付近の警戒、出入者の監視、盗難防止等とともに、消防隊の侵入誘導及び情報提供等にあたるものとする。

イ 本部隊の駐車場係は、駐車場内外の火気取締と車輛の整理をする。

### ⑦救護班

ア 本部隊の救護班は、必要に応じ本部の近くに救護所を設け、応急手当及び救急隊との連絡にあたるとともに、負傷者の所属する事業所名・氏名・年齢及び負傷箇所等必要事項を記録しておくこと。

イ 救護所を設ける必要がないときは、避難誘導員と協力し、逃げ遅れの有無の確認等にあたるものとする。

(3) 統括管理者は、地区隊長が不在となった区域で災害が発生した場合、現場に駆けつける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮にあたらせる。

(4) 本部隊は、地区隊長から応援要請があった場合は、他の地区隊に対して支援を要請し、応援地区隊の下で活動にあたらせる。

## 第50条 (地区隊の任務)

地区隊は、地区隊の管理する区域で発生する災害においては、地区隊が中心となり地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとする。

#### 第 51 条 (地区隊の活動)

地区隊は、地区隊長の指揮の下に、次の活動を行うものとする。

- (1) 地区隊の通報連絡班は、以下の事項の任務にあたる。
  - ① 被害状況の把握、情報の収集
  - ② 災害発生場所、状況等の本部隊への報告
  - ③ 消防機関への通報及び防災センターへの連絡
- (2) 地区隊の消火班は、消火器、屋内消火栓等を活用し、消火活動の任務にあたる。
- (3) 地区隊の避難誘導班は、以下の事項の任務にあたる。
  - ① 携帯用拡声器、メガホン等を活用しての避難誘導
  - ② 在館者のパニック防止措置
  - ③ 避難状況の確認及び本部隊への報告

#### 第 52 条 (自衛消防組織の運用)

統括防火・防災管理者は、自衛消防組織を勤務体制の変動に合わせ、柔軟に編成替えを行うとともに、従業員等に割当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2. 統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。
3. 営業時間外における自衛消防組織は、別表(7)に示すとおり防災センターを中核とし、在館中の従業員等は防災センター勤務員等の指示の下に協力するものとする。
4. 営業時間外に災害が発生した場合は、消防機関に通報後、必要な初動措置を行うとともに事業主、統括防火・防災管理者等に連絡し、指示、命令の下に行動するものとする。
5. 統括防火・防災管理者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の参集計画を別に定めるものとする。

#### 第 53 条 (自衛消防組織の装備)

統括防火・防災管理者は、自衛消防組織に必要な装備品を装備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 自衛消防組織の装備品は、別表(8)のとおりとする。
- (2) 自衛消防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

#### 第 54 条 (指揮命令体系)

統括防火・防災管理者は、災害発生の情報を受けた場合は、統括管理者に防災センター等への自衛消防本部の設置を指示するものとする。

2. 統括管理者は、防災センターでの収集情報及び地区隊長の報告等により、自衛消防活動の開始時期を決定することとする。

3. 統括管理者は、消防機関が到着したときは、自衛消防組織の活動状況、被災状況等の情報を提供するとともに消防機関の指揮下での協力を行うものとする。
4. 自衛消防組織の業務の一部を委託等により、派遣されている警備員等は本部隊又は地区隊の下で行動するものとする。

## 第2節 火災に特有の内容

### 第55条 (火災発見時の措置)

火災の発見者は、119番への通報及び防災センターに場所、状況等を連絡するとともに、周辺に火災を知らせなければならない。

2. 火災の発見は、機械による感知の場合と人が直接発見する場合とがあるので、それぞれに応じて適切な行動を行うものとする。

#### (1) 機械による感知の場合

- ① 自動火災報知設備等により感知した場合は、表示区域を確認して現場へ急行し、火災を確認後、通報・連絡する。
- ② 受信機に複数の警戒区域が表示された場合は、原則として火災と断定して通報・連絡をする。

#### (2) 人為的に発見した場合

周囲に大声で火災であることを知らせるとともに、近くの非常警報設備(非常ベル)等の発信機を押す。なお、現場に複数の人がいる場合は、通報・連絡や初期消火等の初動措置を行う。

### 第56条 (通報連絡)

本部隊の通報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 本部員として、活動拠点における任務にあたる。
- (2) 現場確認者等からの火災の連絡を受けたときは、直ちに119番へ通報する。
- (3) 火災発生確認後、避難が必要な階の在館者への避難放送を行う。
- (4) 統括管理者、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。
- (5) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。

2. 地区隊の通報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 出火場所、燃焼範囲、燃えているもの、延焼危険の確認
- (2) 消火活動状況の確認
- (3) 逃げ遅れ、負傷者の有無及び状況
- (4) 区画状況の確認
- (5) 危険物等の有無の確認
- (6) 前各号の情報の統括管理者又は地区隊長への連絡
- (7) 情報収集内容の記録

3. 消防機関への通報は、火災の内容が把握できない場合でも通報し、状況が確認できしだい随時情報を通報するものとする。

#### 第 57 条 (消火活動)

本部隊の消火班は、地区隊と協力し消火器又は屋内消火栓等を活用して適切な初期消火を行うとともに、防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたるものとする。

2. 地区隊の消火班は、初期消火に主眼を置き活動するものとする。
3. 火災の直近にいる者は、身近に設置してある消火器等により消火活動を行うものとする。

#### 第 58 条 (避難誘導)

本部隊の避難誘導班は、地区隊と協力して出火階及び上階の者を優先して避難誘導にあたるものとする。

2. エレベーターによる避難は、原則として行わないものとする。
3. 屋上への避難は、原則として行わないものとする。
4. 避難誘導員の部署は、非常口、特別避難階段附室前及び行止まり通路等とする。
5. 避難誘導の開始の指示命令は、統括管理者が出火場所、火災の程度、消火活動状況等を総合的に、かつ短時間のうちに判断し責任を持って行うものとする。
6. 避難誘導にあたっては、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災状況を知らせ、混乱防止に留意し避難させなければならない。また、自力避難困難者等については、各事業所で担当者を指定して避難させるものとする。
7. 避難放送にあたっては、早口をさげ、落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰返して行い、パニック防止に努めるものとする。
8. 負傷者及び逃げ遅れ者についての情報を得たときは、直ちに本部（防災センター）に連絡するものとする。
9. 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認し、自衛消防本部（防災センター）に報告するものとする。
10. 地区隊の避難誘導班は、避難者に対し前各号に従い避難誘導にあたるものとする。

#### 第 59 条 (安全防護)

本部隊の技術班は、排煙口の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。

2. 出火階の防火戸及び防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖するものとする。
3. 自動閉鎖式の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく、手動で閉鎖するものとする。
4. 空調設備は、空調ダクトに火・煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するので、原則として停止させることとする。
5. 危険物等消防活動に支障となる物件が、火災発生の現場の近くにある場合は、できるだけ早く除去するものとする。
6. エレベーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として停止するものとする。

する。

#### 第 60 条 (救出救護)

本部隊の救護班は、救護所を消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置するものとする。

2. 本部隊の救護班員は、相互に協力して負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を取り、病院に搬送できるように適切な対応をするものとする。
3. 救護班は、負傷者の氏名、住所、搬送病院、負傷程度など必要な事項を記録するものとする。
4. 逃げ遅れた者の情報を得た場合、救護班は現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出するものとする。

#### 第 61 条 (消防機関への情報提供)

本部隊は、自衛消防活動が消防機関に引継がれ、消防隊の活動が効果的に行われるようにするため、次の活動を行うものとする。

- (1) 消防隊進入門等の開放
- (2) 火災現場への誘導
- (3) 情報の提供

出火場所、燃焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるものの有無など

- (4) 自衛消防本部等の設置場所

### 第 3 節 地震に特有の内容

#### 第 62 条 (地震発生時の初期対応)

地震災害に伴う活動は、広範囲かつ長時間に及ぶことから震度 6 強以上で別表(11)の「地震災害対策本部」を設置する。

2. 地震災害対策本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況及び活動状況の把握
- (2) 自衛消防活動の支援
- (3) 応急対策の決定
- (4) 復旧計画の策定
- (5) その他地震災害活動に関すること。

3. 身体の防護

地震発生時は、揺れがおさまるまで身体の安全を図る。

4. 初期情報の収集

同時多発する地震災害では、初期情報の収集がその後の活動の基本となることから、次の活動を行う。

- (1) 初期情報は災害活動の拠点となる防災センターに一元化し収集する。
- (2) 防災センター勤務員は建物図面等の関係資料を準備する。

(3) 防災センター勤務員は、総合操作盤、館内テレビモニター、館内巡視員等から情報収集する。

(4) 各事業所等からも広く状況を収集する。

#### 5. 防災センター機器障害発生時の対応

防災センターの総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、情報連絡員を増強し、館内を巡回させ情報収集を行う。

#### 6. 安心情報の提供

防災センター勤務員は、揺れがおさまった後、早期に館内放送を行い、在館者の不安感を除く放送を開始する。

(1) 館内の被害状況等について逐次情報提供を行いパニックの発生防止に努める。

(2) 負傷者情報を防災センターに提供するように呼びかける。

(3) 余震等による落下物からの身体防護を呼びかける。

#### 7. 初期対応

(1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブを遮断する。

(2) 統括管理者は、在館者の安全を確保のため、次の内容を放送する。

① エレベーターの使用禁止

② エスカレーターの使用禁止

③ 落下物からの身体防護の指示

④ 屋外への飛び出しの禁止

(3) 二次災害の発生を防止するため、自主検査チェック表等を活用し建物火気使用設備器具、危険物施設等の点検、検査を実施し異常が認められる場合は、使用禁止等の応急措置を行う。

### 第 63 条 (緊急地震速報の受信時の対応)

防災センター勤務員は、ラジオやテレビ等により、緊急地震速報を受信したときは、次の対応を行う。

(1) 避難経路(別図(1)参照)を確保する。

(2) パニックの発生を防止するため、館内一斉放送を行う。

### 第 64 条 (被害状況の確認)

統括管理者は、建物全体の被害及び活動状況を一元化し管理する。

#### 2. 被害及び活動状況の把握

(1) 統括管理者は、各地区隊長からそれぞれの担当区域における被害及び活動状況について報告を受ける。

(2) 情報の優先順位は、負傷者、閉込められた者の発生状況、火災等の二次災害の有無、建物構造等の損壊状況等とする。

(3) 統括管理者は、本部隊の通報連絡班を増強し、総合操作盤、館内テレビモニター等の機器情報及び館内巡回等による情報収集を強化する。

### 3. 被害状況等の伝達

- (1) 統括管理者は、地区隊長に対し建物全体の被害状況及び各隊の活動状況を伝達し、災害活動の円滑化を図る。
- (2) 統括管理者は、必要に応じて館内放送により館内の被害状況や活動状況等を伝達し、在館者の不安解消を図る。
- (3) テレビやラジオ等からの情報を収集し必要に応じて館内放送で伝達する。特に、帰宅困難者の発生に備えた交通機関の状況及び二次災害に備えた余震、津波等の発生について正確な情報の収集に努める。

## 第 65 条 (救出救護)

救出救護活動は、生存率の高い時間内に迅速かつ効率的に行う必要があり、消防機関等の迅速な活動が期待できない場合は、地震災害対策本部が主体となって行う。

### 2. 救出救護の原則

- (1) 損壊建物等の下敷きになっている人の救出活動で同時に火災が発生している場合は、原則として火災を制圧してから救出活動にあたる。
- (2) 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

### 3. 二次災害の防止

- (1) 損壊建物等での救出活動では、要救助者及び救出作業者の安全を確保するための監視員を配置し、二次災害の防止に努める。
- (2) 損壊建物等での救出作業では、不測の事態に備えて消火器等を準備する。

### 4. 応援の要請等

- (1) 地区隊長は、損壊建物等での救出活動に際し、人手が不足する場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに、周囲の人に協力を要請する。
- (2) 事業所に備えてある防災資機材のほか必要に応じて、建築業者等に建設土木重機の借用及び操作技術者等の派遣を要請する。
- (3) 必要と認められる場合には、消防機関等の出動を要請する。

### 5. 救護所の設置及び搬送

- (1) 本部隊の救護班は、大きな揺れがおさまった後、救護所を設置する。
- (2) 救護所は、避難等の障害とならない場所に設置する。
- (3) 救護班は、負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、受傷者記録に記入しておく。
- (4) 被害状況により緊急を要する場合は、地域防災計画に定める救護所、医療機関に搬送する。
- (5) 消防機関の救急隊による搬送が期待できない場合は、搬送手段、搬送経路等について選定する。

## 第 66 条 (エレベーター停止への対応)

統括管理者は、エレベーターの運行状況を確認し、次の活動を行う。

- (1) 本部隊は、インターホンで各エレベーター内に呼びかけ閉込め者の有無について確認する。
- (2) 閉込め者が発生した場合は、エレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。
- (3) 閉込め者の発生したエレベーターの停止位置を確認するとともに、インターホンにより閉込め者へ呼びかけを開始し、エレベーター管理会社への連絡及びその他地震の状況等を適宜連絡し、閉込め者を落ち着かせる。
- (4) エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーターの停止位置等の情報を伝達し、現場へ誘導する。

## 2. 復旧対策等

- (1) 停止したエレベーターは、安全確認が終了するまで使用禁止を徹底する。
- (2) 長周期地震動によりエレベーターが停止した場合は、震度にかかわらず綿密な点検を行い、安全を確認する。
- (3) 地震後の早期復旧についてエレベーター管理会社との連携体制等について確保する。

## 3. 報告等

- (1) 従業員等が、エレベーターに閉込められた場合には、インターホンで防災センターにその旨を連絡するとともに、けが人の有無等を報告する。
- (2) エレベーターの閉込めを発見した者は、防災センターに報告する。

## 第 67 条 (地震による出火防止への対応)

地震による火災は、同時多発とともに消火設備の機能の低下等により対応が困難となることから出火防止等の徹底を図る。

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、地震を感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源の遮断及び燃料バルブの閉鎖等の出火防止を行う。
- (2) 火気使用設備の担当者は、燃料の自動停止装置作動の確認及びバルブの閉鎖等を行う。

## 2. 初期消火

- (1) 各地区隊長は、担当区域内の出火危険場所に消火班を派遣し、早期発見・消火を行う。
- (2) 複数の出火箇所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う。

## 第 68 条 (避難施設・建物損壊への対応)

統括管理者は、総合操作盤、館内テレビモニター等からの情報、本部隊通報連絡班及び地区隊長からの被害情報等を総合的に判断し、安全な避難経路の選定を行う。

- (1) 地区隊長は、揺れがおさまった後、安全防護班員に担当区域内の避難口、廊下、避難階段等の防火戸、防火シャッターの開閉状況を確認させ、安全な避難経路を選定するとともに統括管理者に報告する。
- (2) 統括管理者は、防火戸、防火シャッターの開閉等の機能障害を把握した場合は、代替の避難経路を選定し地区隊長に指示する。

- (3) 火災が拡大し消火が困難となった場合は、避難者の避難完了を確認した後、防火戸及び防火シャッターを閉鎖し区画する。

## 2. スプリンクラー設備等の機能障害への対応

スプリンクラー設備等の自動消火設備が作動しない場合は、周囲の人の協力を求めて、消火器を集結し消火にあたる。

## 3. 安全区画の形成

- (1) 技術班は、防火戸や防火シャッターの自動閉鎖機能に支障が生じ閉鎖しない場合は、手動操作によって行う。
- (2) 地区隊長は、建物損壊や収容物の倒壊等によって、防火戸、防火シャッターの閉鎖障害が生じ安全区画を変更する場合は、区画内の避難者の確認及び統括管理者への報告を行う。

## 第 69 条 (ライフライン等の不全への対応)

ライフライン等の機能不全への対応は、次のとおりとする。

### (1) 停電への対応

- ① 防災センター勤務員は、自家発電設備の始動を確認するとともに館内放送で非常電源への切り替えについて放送する。
- ② 自衛消防活動に必要な携帯用照明器具、発動発電機、バッテリー、懐中電灯等について確保する。
- ③ 二次災害防止のため、常用電源が供給される前にブレーカー等の遮断を徹底する。
- ④ 長時間の停電に備えて自家発電設備の燃料の補給を行う。

### (2) ガス供給停止への対応

- ① ガス緊急遮断装置の作動の確認を行う。
- ② 地震動によるガス配管等からの漏洩の点検を行う。
- ③ ガスの漏洩を発見した場合は、直近の遮断弁を閉鎖し、周囲の人を退避させ、火源（電灯、スイッチ等を含む。）に注意して、拡散させる。

### (3) 断水への対応

- ② 飲料用水は、貯水槽等の損壊等の被害状況を確認した後、給水する。
- ② 災害活動の長期化にともなう生活用水等の確保については、時期を失することなく要請する。

### (4) 通信障害への対応

- ① 統括管理者は、防災センター、本部隊各班長及び地区隊長との間に複数の通信手段を確保すること。
- ② 電話による通信は、原則として緊急通信に限定し、従業員の安否等については、災害伝言ダイヤル等を活用する。

### (5) 交通障害への対応

- ① 交通機関の運行状況に関する情報の収集を強化する。
- ② 道路の亀裂、陥没による通行止め情報の収集にあたる。

③交通障害が長期化するおそれが生じた場合は、早期に必要な物資等の応援要請を行う。

## 2. 活動支援体制の強化

災害活動が長期化する場合は、地震災害対策本部の機能を強化し、自衛消防組織の要員の交代や日常生活物資の補給を行う。

### 第70条（避難誘導）

統括管理者は、地震が発生した場合、パニック防止を図り、別図（2）「避難判断基準」に基づき、避難するか、在館するかを判断するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、防災関係機関から避難命令があった場合は、避難誘導を行う。

### 第71条（避難命令の伝達）

避難に関する命令伝達は、放送設備等を使用して行う。

### 第72条（避難上の留意事項）

統括管理者は、地震時の避難については、在館者等の混乱防止に努めるほか、次によるものとする。

- (1) 建物の倒壊危険等がある場合は、在館者を屋外へ避難させる。
- (2) 統括管理者及び地区隊長は、避難の指示を出すまで、従業員等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒、落下に注意しながら、柱の回りや壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- (3) 統括管理者は、全館一斉に避難する場合は、避難者をブロックごとに分け、避難順を指定して行う。
- (4) 統括管理者は、避難を行う場合、地区隊長と連携し、各階の避難経路に避難誘導員を配置して行う。

## 2. 一時集合場所への避難

本建物の躯体は、災害想定にてらし安全であるので、原則として屋外に避難しないものとする。

- (1) 地区隊長は、事業所の天井の落下、収容物の転倒、落下、火災が発生するなど危険が切迫した場合は、1・2階エントランスホールに従業員等を避難させる。
- (2) 地区隊長は、自力避難困難者等に対しては、担当員を配置し、誘導させるなど一次対応を行う。
- (3) 地区隊長は、避難状況を統括管理者に連絡する。

## 3. 避難場所への避難

火災の延焼状況及び建物の損壊・倒壊等の状況を判断し、危険が切迫しているときは、地域防災計画に定める避難場所へ避難誘導する。

- (1) 避難場所に誘導するときは避難場所までの順路、道路状況、被害状況について説明する。

広域避難場所 幕張海浜公園 別図（3）

(ひび野1丁目、2丁目ホテルスプリングス裏)

- (2) 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。
- (3) 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- (4) 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

第73条(帰宅困難者対策)

統括防火・防災管理者及び統括管理者は、帰宅困難となるおそれのある従業員及び顧客等に対する保護・支援の確保及び情報の提供等の手段を講じておくものとする。

2. 統括管理者は、帰宅困難者に対し次のことを行う。

- (1) 鉄道等交通機関の運行状況及び地震被害状況の把握に努め、館内放送等を活用して、在館者に情報を伝達する。
- (2) 地区隊長への帰宅困難者対策実施の指示
- (3) 帰宅困難者情報の関係機関等への提供
- (4) 救護施設の設置指示
- (5) 従業員や従業員の家族の安否情報の確認・連絡手段として通信機関の災害伝言ダイヤル等を活用した連絡体制を確立する。

第74条(ライフライン、危険物等に関する二次災害発生防止)

統括管理者は、地震発生後、建物の使用開始及び復旧作業等に伴う災害発生を防止するため点検・検査員及び技術班等に、次のことを行わせるものとする。

- (1) 火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
- (2) 危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は危険場所への立入り禁止措置を行う。
- (3) 避難経路の確保及び建物内損壊場所等の応急措置を行う。
- (4) 消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。
- (5) エレベーター、エスカレーター、空調設備等の稼動開始に伴う安全確認及び防護措置を行う。
- (6) 給水開始に伴う水道配管等の漏水防止措置を行う。

第75条(復旧作業等の実施)

統括防火・防災管理者及び統括管理者は、復旧作業又は建物を使用再開するときは、次の措置を講じる。

- (1) 復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。
- (2) 復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに従業員等に周知徹底する。
- (3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。

- (4) 復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にする  
とともに従業員に周知徹底させる。

## 警戒宣言等が発せられた場合の対策

### 第76条 (大規模地震対策自衛消防組織の編成)

統括防火・防災管理者及び統括管理者は、警戒宣言の発令及び大規模地震等に係る注意報が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第3条に該当する指定地域にあっては、大規模地震対策自衛消防組織を別表(9)により編成し、別表(10)に定める任務を行うとともに、以下の第77条～第89条の事項について行う。

### 第77条 (休日・夜間における対策)

休日・夜間等においては、警備・施設・管理の宿直者等と営業中の事業者の地区消防隊員が協力して初動措置を行うものとする。

2. 防災センター勤務員は、緊急連絡表などにより必要な要員を召集する。
3. 警戒宣言等の発令を知ったときは、召集要員は自主的に集結する。

### 第78条 (営業方針)

警戒宣言等が発せられた場合は、各事業者等の従業員は時差退社及び残留要員の確保を図り、在館者の混乱防止のため原則として営業を中止する。

2. 出勤途上又は外出中に警戒発令を知ったときは、召集要員以外は帰宅し、待機する。

### 第79条 (地震対策委員会の招集)

統括防火・防災管理者は、警戒宣言等の発令を知った場合は、地震対策委員会を招集し、次の事項を協議し決定する。

#### (1) 警戒宣言等の発令を知った場合の対応処置

- ①情報の伝達方法
- ②自衛消防組織の任務の確認

- (2) 在館者等の対応
- (3) 出火防止のための応急措置対策の確認
- (4) 時差退社等の決定及び残留者の決定
- (5) その他必要な事項

2. 委員会の構成は、自衛消防組織の地区隊長以上をもって構成する。
3. 統括防火・防災管理者は、緊急を要する場合は、前第1項の地震対策委員会の開催を待たず、警戒宣言等が発令された場合の必要な措置、任務分担等を統括管理者に指示・命令する。

### 第80条 (警戒本部の設置)

統括防火・防災管理者は、警戒宣言等が発令された場合、警戒本部を設置する。

2. 警戒本部の構成員は、前第79条第2項と同様とする。

3. 警戒本部に庶務班を設け、次の任務を行う。
  - (1) 情報の把握
  - (2) 構成員への情報の連絡
  - (3) その他庶務的事項
4. 警戒本部の任務は、次のとおりとする。
  - (1) 緊急点検及び被害防止措置等の進行管理
  - (2) 計画に定められた事項のうち、重大な内容の臨時的変更
  - (3) その他必要な事項
5. 警戒本部には、各階の平面図、トランシーバーなど本部活動に必要なものを準備する。

#### 第 81 条 (自衛消防隊員に対する指示等)

統括防火・防災管理者は、統括管理者及び地区隊長に対し、地震対策委員会の協議等必要な事項を伝達・指示する。

2. 本部隊の各班長及び地区隊長は、応急対策、時差退社等の進行状況等必要な事項を随時、統括防火・防災管理者に報告する。

#### 第 82 条 (従業員への伝達)

警戒本部は、在館者のパニック防止のため、各事業所等の従業員に対し放送設備により伝達する。

#### 第 83 条 (在館者への伝達等)

在館者への伝達は、避難誘導班員が指定された場所への配置完了後、非常放送で行う。

2. 避難誘導班は、携帯用拡声器、ロープ等を携行し混乱防止を主眼として適切な誘導・案内を行う。
3. 避難誘導班は、混乱を防止するために、避難階に近い階層より順次行う。

#### 第 84 条 (火気使用の中止等)

建物内は、すべて禁煙とし、火気使用設備等の使用を原則として中止する。やむを得ず火気を使用する場合は、防火・防災管理者の承認を得て必ず従業員に監視させ、直ちに消火できる体制を講じてから使用する。

2. 危険物の取扱いは、直ちに中止し、やむを得ず取扱う場合は、統括防火・防災管理者が危険物取扱者に出火防止等の安全対策を講じさせて行う。

#### 第 85 条 (従業員の実施する被害防止措置)

各事業所の従業員は、地震による被害を防止するため、次の措置を行う。

- (1) 窓ガラス等の落下、散乱防止
- (2) 照明器具等の固定
- (3) 事務機器、商品等の転倒、落下防止
- (4) 初期消火用水の確保

(5) 非常持ち出し品の準備

第86条 (工事及び高所作業の中止)

統括防火・防災管理者は、建築工事及び窓ふきその他の高所作業を行う者に対して、工事資機材の安全措置を施して工事等を中止させる。

第87条 (指定地域以外における対策)

統括防火・防災管理者は、警戒宣言等の発令を知った場合、各事業所等の事業主又は防火・防災管理者に前第76条に準じて、次の事項を行うことを指示する。

- (1) 自衛消防隊員に対する指示等
- (2) 従業員への伝達
- (3) 在館者への伝達
- (4) 火気使用の中止
- (5) 従業員の実施する被害防止措置
  - ①窓ガラスの落下、散乱防止
  - ②照明器具等の固定
  - ③事務機器、商品等の転倒、落下防止
  - ④初期消火用水の確保
  - ⑤非常持ち出し品の準備
- (6) 工事及び高所作業等の中止
- (7) 警戒宣言等の発令に対する情報収集

第88条 (津波等浸水対策)

統括防火・防災管理者は、津波等の浸水災害の発生が予想される場合は、止水板、土のう等を活用し、浸水防止措置を行う。

2. 統括防火・防災管理者は、津波等浸水被害の発生が予想される場合は、自衛消防隊を活用しその津波等の程度にしたがい在館者を2Fエントランスホール以上の階へ避難誘導する。

**第4節 その他の災害についての対応**

第89条 (その他の災害への対応)

統括防火・防災管理者及び各事業所等の地区隊長は、毒性物質の発散があった場合、又は、発散の恐れを発見した場合は防災センターに連絡するものとする。

2. 統括防火・防災管理者は、前項の情報を得た場合、原因不明の多数の死傷者等が発生した場合は、本部員(防災センター勤務員)に周囲の立入禁止措置を行い、従業員等を避難させる。

3. 統括防火・防災管理者は、第1項の情報を警察等に連絡し、その指示に従うものとする。

## 第4章 教育訓練

### 第1節 各事業所（従業員）等の教育

#### 第90条（事業主の取組み）

各事業所等の事業主は、自らの防火・防災管理についての知識・認識を高めるため、幕張テクノガーデンの行う訓練、防火・防災等に関するセミナー等に参加するものとする。

2. 事業主は、共同防火・防災管理協議会の定める防火・防災業務を積極的に推進するものとする。
3. 事業主は、防火・防災管理者、統括管理者及び従業員等の法定講習及び防災講演会等の受講並びに教育について必要な措置を講じるものとする。

#### 第91条（防火・防災管理者の教育）

統括防火・防災管理者は、消防機関が行う講習会及び研修会等に参加するとともに、各事業所等に対する防火・防災研修会等を随時開催するものとする。

2. 各事業所等の防火・防災管理者は、防火・防災管理再講習を期限内に受講する。

#### 第92条（ポスター、パンフレットの作成及び掲示）

統括防火・防災管理者は、防災管理業務に関するパンフレットその他の資料を作成するとともに、消防機関から配布されたポスター等を見やすい場所に掲示する。

#### 第93条（自衛消防組織の要員に対する教育）

自衛消防業務に従事する者への教育は、統括防火・防災管理者が実施計画を作成し、個人・集合・部分教育等を実施し記録しておくものとする。

2. 本部隊の班長への教育は、自衛消防業務講習を受講させるものとする。
3. 本部隊の班長以外の自衛消防組織の要員については、法定資格を努めて取得するよう指導するものとする。

#### 第94条（統括管理者等の資格管理）

統括防火・防災管理者は、本部隊の自衛消防業務に従事する者の受講状況を把握し、別表（12）資格管理表により管理し、計画的に受講させるものとする。

2. 統括防火・防災管理者は、防災センター勤務員に対して、各市町村の条例で定めがある場合は、条例を厳守させる。

#### 第95条（従業員等の教育）

防災教育は、一般従業員に対するものと、防火・防災管理に従事するものとの2種類とする。

#### 第96条 (防災教育の内容)

各事業所等の従業員に対する防火・防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、おおむね次によるものとする。

- (1) 消防計画について
- (2) 従業員の守るべき事項について
- (3) 火災発生時の対応について
- (4) 地震時及びその他の災害等の対応について
- (5) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

#### 第97条 (防災教育担当者への教育)

統括防火・防災管理者は、各事業所等の防火・防災教育担当者の知識の向上を図るため、次の事項を積極的に進めるものとする。

- (1) 消防機関等の行う講演会等への参加
- (2) 防火・防災に関する図書等の提供

### 第2節 訓練の実施

#### 第98条 (従業員等の訓練)

統括防火・防災管理者は、各事業所等に対し、火災、地震その他の災害等が発生した場合、迅速かつ確に所定の行動ができるよう次により自衛消防訓練を行うものとする。

##### 1. 総合訓練

- (1) 火災総合訓練
- (2) 地震総合訓練

##### 2. 個別訓練

- (1) 指揮訓練
- (2) 通報訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 津波訓練
- (6) 救出救護訓練
- (7) 安全防護訓練
- (8) 消防隊の誘導・情報提供訓練
- (9) 毒性物質(生物、化学、放射能)等に伴う災害に係る対応訓練

##### 3. その他の訓練

- (1) 建物平面図、配置図等を使用した図上訓練
- (2) 自衛消防隊の編制及び任務の確認
- (3) 自衛消防活動に供する機器、装備の取扱い訓練

### 第 99 条 (訓練時の安全対策)

統括防火・防災管理者は、訓練指導及び安全管理を統括管理者に担当させるものとする。統括管理者は訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施するものとする。

#### (1) 訓練実施前

- ① 訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施するものとする。
- ② 事前に訓練参加者の服装や資機材及び健康状態等を的確に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じること。

#### (2) 訓練実施中

- ① 安全管理を担当する者は、訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者は安全管理上必要な箇所に配置し、各操作及び動作の安全を確認すること。
- ② 訓練中において、使用資機材及び訓練施設に異常を認めた場合は、直ちに訓練を停止して、是正措置等を講じること。

#### (3) 訓練終了後

訓練終了後の資機材収納時についても、手袋、保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させること。

### 第 100 条 (訓練実施結果の検討)

統括防火・防災管理者及び統括管理者は、訓練終了後直ちに訓練結果について検討会を開催する。なお、検討会には、原則として訓練に参加した者が出席するものとする。

2. 自衛消防訓練実施結果記録書に記録し以後の訓練に反映させるものとする。
3. 統括防火・防災管理者及び統括管理者は、訓練検討結果をもとに、防火・防災管理協議会に報告するものとする。

### 第 101 条 (自衛消防訓練の通知)

統括防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ千葉市美浜消防署長へ、別表(13)の「消防訓練実施届出書」を提出し、実施日時、訓練内容等について各事業所等に周知徹底する。

以上

制定・改定履歴

制定 1990年11月28日

改定 1995年 3月10日

改定 1995年10月 1日

改定 2002年 5月24日

改定 2002年10月 1日

改定 2006年 6月30日

改定 2009年 6月 1日

改定 2014年 7月15日

改定 2023年 5月19日

被害想定 (幕張テクノガーデン)

被害想定シナリオ)		被害想定方法		具体的被害の状況		被害様相	
被害種類		被害項目		被害項目		被害様相	
<p>〈 被害想定シナリオ 〉 東京都北部 震度6強、地震発生日時：冬 夕方 18:00 風速 6m (国の想定)</p> <p>〈 建物の概要 〉 地上24階、地下1階 鉄骨鉄筋コンクリート 新耐震基準対応 地上1階、3階、24階 レストラン有り 平均在館人数 8,000人 エレベーター A棟 4台 B棟 15台 C棟 6台 D棟 15台 E棟 1台 F棟 1台</p>		<p>被害想定方法</p>		<p>具体的被害の状況</p>		<p>共通的な被害様相</p>	
建築物等の基本被害	<p>建物構造 (柱・梁・造り部等を含む) の状況</p>	<p>建築物の耐震性能(構造形式、階数、耐震補強の有無)に基づき、建築物構造の被害を推定した。 ・今回の建物については、新耐震基準(現行建築基準法による耐震規格)に基づき、耐震度6強程度の大地震下において発生性が確保できない被害(倒壊など)は発生しないと考えられる。 ・しかしながら、構造部材(柱、梁など)の一部脆性化や非構造部材(外装材、内装材など)の損傷など一定の被害は発生すると考えられる。 ・大地震でも建物の安全性が確保できない(倒壊を含む)の被害が発生しないよう、各階で部材の大きさを異ならせ、各部の割れ(脆性化)を許容して、一定の被害は想定される。 ・地震時には、設計時の資料や耐震診断結果などにより、各部の割れの大きさを予想して、被害を推定した。 ・外装や内装の被害状況については、過去の被害事例から被害状況を推定した。</p>		<p>建築物の耐震性能(構造形式、階数、耐震補強の有無)に基づき、建築物構造の被害を推定した。 ・今回の建物については、新耐震基準(現行建築基準法による耐震規格)に基づき、耐震度6強程度の大地震下において発生性が確保できない被害(倒壊など)は発生しないと考えられる。 ・しかしながら、構造部材(柱、梁など)の一部脆性化や非構造部材(外装材、内装材など)の損傷など一定の被害は発生すると考えられる。 ・大地震でも建物の安全性が確保できない(倒壊を含む)の被害が発生しないよう、各階で部材の大きさを異ならせ、各部の割れ(脆性化)を許容して、一定の被害は想定される。 ・地震時には、設計時の資料や耐震診断結果などにより、各部の割れの大きさを予想して、被害を推定した。 ・外装や内装の被害状況については、過去の被害事例から被害状況を推定した。</p>		<p>・新耐震基準に合致した建物では、建物の崩落はないが、壁、柱の破壊、亀裂の発生、天井板の落下、天井等がガラスで覆われているフロア等では、ガラスの破片の床への散乱が起り、多くの人が負傷する。 ・壁のタイルや窓ガラスが破損落下し、建物の近くを歩いている人が負傷する。 ・応答加速度の大きい上層階ほど、天井板が壁際に衝突し落下する。</p>	
	<p>外壁・窓ガラス・看板の状況</p>	<p>・エレベーター一室的に停止と推定した。 ・設置されているエレベーターの緊急時の作動性能に基づき、被害(停止の状況)を推定した。 ・エスカレーターについては、設置階の被害想定、周囲の危険物(照明・装飾品類)の設置状況から、被害を推定した。</p>		<p>エレベーターの状況</p>		<p>・エスカレーター等の数は少ないため、被害は少ない。 ・エレベーターの数は多く、被害は多い。 ・特に朝夕の時間帯にその使用が集中するため、被害が多くなる。</p>	
建築設備等被害	<p>空調・換気設備の状況</p>	<p>設計・施工上の強度、装置の設置状況、耐震診断結果、過去の事例等に基づき、損傷、防火・防災上の機能停止の発生する箇所について、個別に状況を確認し被害を推定した。</p>		<p>天井空調機の脱落、ダクトの変形破損及び給排気口の破損が発生すると考えられる。</p>		<p>・エスカレーター等の数は少ないため、被害は少ない。 ・エレベーターの数は多く、被害は多い。 ・特に朝夕の時間帯にその使用が集中するため、被害が多くなる。</p>	
	<p>発電機・燃料タンク等の状況</p>	<p>・非構造部材(扉・内装材、窓等)の被害発生箇所、損傷は、設計・施工上の強度、設置状況、構造、形状等を個別に耐震診断すると共に、過去の被害事例を勘案して推定した。 ・避難経路となる廊下、階段については、設置年度ではなく、過去の事例及び建物の耐震診断による揺れ等の状況から、個別にその被害を推定した。 ・内装材やガラスについては、内装材の大きさ、形状、材質、ガラスの種類や設置の状況、非常口の大きさ、予想される避難経路等の状況から個別に破損の状況を推定した。</p>		<p>天井空調機の脱落、ダクトの変形破損及び給排気口の破損が発生すると考えられる。</p>		<p>・エスカレーター等の数は少ないため、被害は少ない。 ・エレベーターの数は多く、被害は多い。 ・特に朝夕の時間帯にその使用が集中するため、被害が多くなる。</p>	
建築設備等被害	<p>室の扉のひずみの状況</p>	<p>・非構造部材(扉・内装材、窓等)の被害発生箇所、損傷は、設計・施工上の強度、設置状況、構造、形状等を個別に耐震診断すると共に、過去の被害事例を勘案して推定した。 ・避難経路となる廊下、階段については、設置年度ではなく、過去の事例及び建物の耐震診断による揺れ等の状況から、個別にその被害を推定した。 ・内装材やガラスについては、内装材の大きさ、形状、材質、ガラスの種類や設置の状況、非常口の大きさ、予想される避難経路等の状況から個別に破損の状況を推定した。</p>		<p>軽重階段や張り廊下等の施設は、被害を受けやすく、通常の避難経路として使えない場合がある。内装材の脱落、ガラスの散乱、転倒物や落下物に当たった箇所が発生し、避難経路が塞がれることで避難が滞り、避難経路が使えなくなる。</p>		<p>・エスカレーター等の数は少ないため、被害は少ない。 ・エレベーターの数は多く、被害は多い。 ・特に朝夕の時間帯にその使用が集中するため、被害が多くなる。</p>	
	<p>廊下(張り廊下を含む)や非常階段の状況</p>	<p>・非構造部材(扉・内装材、窓等)の被害発生箇所、損傷は、設計・施工上の強度、設置状況、構造、形状等を個別に耐震診断すると共に、過去の被害事例を勘案して推定した。 ・避難経路となる廊下、階段については、設置年度ではなく、過去の事例及び建物の耐震診断による揺れ等の状況から、個別にその被害を推定した。 ・内装材やガラスについては、内装材の大きさ、形状、材質、ガラスの種類や設置の状況、非常口の大きさ、予想される避難経路等の状況から個別に破損の状況を推定した。</p>		<p>廊下(張り廊下を含む)や非常階段の状況</p>		<p>・エスカレーター等の数は少ないため、被害は少ない。 ・エレベーターの数は多く、被害は多い。 ・特に朝夕の時間帯にその使用が集中するため、被害が多くなる。</p>	
建築設備等被害	<p>内装材やガラスの状況</p>	<p>・非構造部材(扉・内装材、窓等)の被害発生箇所、損傷は、設計・施工上の強度、設置状況、構造、形状等を個別に耐震診断すると共に、過去の被害事例を勘案して推定した。 ・避難経路となる廊下、階段については、設置年度ではなく、過去の事例及び建物の耐震診断による揺れ等の状況から、個別にその被害を推定した。 ・内装材やガラスについては、内装材の大きさ、形状、材質、ガラスの種類や設置の状況、非常口の大きさ、予想される避難経路等の状況から個別に破損の状況を推定した。</p>		<p>廊下(張り廊下を含む)や非常階段の状況</p>		<p>・エスカレーター等の数は少ないため、被害は少ない。 ・エレベーターの数は多く、被害は多い。 ・特に朝夕の時間帯にその使用が集中するため、被害が多くなる。</p>	
	<p>階段等や非常口における避難者の集積状況</p>	<p>・非構造部材(扉・内装材、窓等)の被害発生箇所、損傷は、設計・施工上の強度、設置状況、構造、形状等を個別に耐震診断すると共に、過去の被害事例を勘案して推定した。 ・避難経路となる廊下、階段については、設置年度ではなく、過去の事例及び建物の耐震診断による揺れ等の状況から、個別にその被害を推定した。 ・内装材やガラスについては、内装材の大きさ、形状、材質、ガラスの種類や設置の状況、非常口の大きさ、予想される避難経路等の状況から個別に破損の状況を推定した。</p>		<p>取り急ぎ出ようとする者が集中すると考えられる。</p>		<p>・エスカレーター等の数は少ないため、被害は少ない。 ・エレベーターの数は多く、被害は多い。 ・特に朝夕の時間帯にその使用が集中するため、被害が多くなる。</p>	
消防設備等被害	<p>防火シャッター・防火扉の状況</p>	<p>・設置場所における揺れの状況等から、建物構造部の変形程度(歪み)を割り出すと共に、各消防設備等の耐震措置の状況、設置箇所の揺れの大きさ等から、個別にスプリンクラーヘッド、火災感知器等について、被害を推定した。 ・過去の事例による被害履歴、被害対策状況、天井の部材及び設置状況、設置箇所の揺れの大きさ等から、個別にスプリンクラーヘッド、火災感知器等について、被害を推定した。 ・防災センターの変換機や総合操作盤では、断線等による非常警報区域の発生故障番号・警報信号の輻輳等の発生が一部あるものとして被害を推定した。</p>		<p>防火シャッター、防火扉は、基本的には損傷による不作為が発生する可能性は低い。対応困難事態を想定するため、破損を推定する。</p>		<p>・防火シャッター等の数は少ないため、被害は少ない。 ・エレベーターの数は多く、被害は多い。 ・特に朝夕の時間帯にその使用が集中するため、被害が多くなる。</p>	
	<p>スプリンクラー設備の状況</p>	<p>・設置場所における揺れの状況等から、建物構造部の変形程度(歪み)を割り出すと共に、各消防設備等の耐震措置の状況、設置箇所の揺れの大きさ等から、個別にスプリンクラーヘッド、火災感知器等について、被害を推定した。 ・過去の事例による被害履歴、被害対策状況、天井の部材及び設置状況、設置箇所の揺れの大きさ等から、個別にスプリンクラーヘッド、火災感知器等について、被害を推定した。 ・防災センターの変換機や総合操作盤では、断線等による非常警報区域の発生故障番号・警報信号の輻輳等の発生が一部あるものとして被害を推定した。</p>		<p>一部落下破損が想定される大型天井パネル内に設置されていることから、スプリンクラーの作動が発生し、漏水すると考えられる。</p>		<p>・防火シャッター等の数は少ないため、被害は少ない。 ・エレベーターの数は多く、被害は多い。 ・特に朝夕の時間帯にその使用が集中するため、被害が多くなる。</p>	
<p>消火設備の状況</p>	<p>・設置場所における揺れの状況等から、建物構造部の変形程度(歪み)を割り出すと共に、各消防設備等の耐震措置の状況、設置箇所の揺れの大きさ等から、個別にスプリンクラーヘッド、火災感知器等について、被害を推定した。 ・過去の事例による被害履歴、被害対策状況、天井の部材及び設置状況、設置箇所の揺れの大きさ等から、個別にスプリンクラーヘッド、火災感知器等について、被害を推定した。 ・防災センターの変換機や総合操作盤では、断線等による非常警報区域の発生故障番号・警報信号の輻輳等の発生が一部あるものとして被害を推定した。</p>		<p>消火設備は、損傷による不作為は発生しないが、対応困難事態を想定するため、破損を推定する。</p>		<p>・防火シャッター等の数は少ないため、被害は少ない。 ・エレベーターの数は多く、被害は多い。 ・特に朝夕の時間帯にその使用が集中するため、被害が多くなる。</p>		





## 予防的活動のための組織編成表

統括防火・防災管理者	防火・防災担当責任者	火元責任者	
施設部選任者	施設部選任者	A棟	入居企業
		B棟	入居企業、警備、清掃
		C棟 (CB・CD棟)	入居企業、警備、清掃
		D棟	入居企業、警備、清掃
		E棟	入居企業
		F棟	入居企業、警備、清掃
		G棟	入居企業

自主点検チェック表（定期）

実施項目及び確認箇所		検査結果
建築物構造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(3) 天井仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラスの落下、又は枠自体のはずれるおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ、浮き上がり等が生じていないか。	
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取付部にゆるみ・浮きがないか。	
	(8) 消防隊非常用進入口の表示はされているか。また、進入障害はないか。	
防火施設	(1) 外壁の構造及び開口部等 ① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	
	(2) 防火区画 ① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。	
	④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。	
	⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。	
	⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	

## 自主点検チェック票(定期)

実施項目及び確認箇所		検査結果		
避難施設	(1) 廊下・通路	① 有効幅員が確保されているか。		
		② 避難上支障となる設備・機器の障害物を設置していないか。		
	(2) 階段	① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。		
		② 階段室の内装は不燃材料になっているか。		
		③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。		
		④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。		
	(3) 避難階の避難口(出入口)	① 扉の開放方向は避難上支障ないか。		
		② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。		
		③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。		
		④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口付近に障害物はないか。		
	電気設備	(1) 変電設備	① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。	
			② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。	
③ 変電設備に異音、加熱はないか。				
(2) 電気器具		① タコ足の接続を行っていないか。		
	② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危険物施設	(1) 少量危険物貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。		
		② 掲示板(類別・数量等)には、正しく記載されているか。		
		③ 換気設備は適正に機能しているか。		
		④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。		
		⑤ 整理清掃状況は適正か。		
		⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。		
		⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。		
	(2) 指定可燃物貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。		
		② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。		
		③ 整理整頓(集積)の状況は良いか。		

検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	統括防火・防災管理者確認
構造関係	年 月 日	火気設備器具	年 月 日	
防火関係	年 月 日	電気設備	年 月 日	
避難関係	年 月 日	危険物施設	年 月 日	

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火・防災管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗ 即時改修

## 消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	検査結果
消火器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	(4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例・物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 送水口の変形及び操作障害はないか。	
	(4) スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。	
	(5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
泡消火設備 (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置またはその直近に防護区画の名称、取扱い方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 手動式起動装置直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」、「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途の変更、間仕切りによる未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途の変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食はないか。	
消防機関へ通報する火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 周囲には、操作の支障となる物品等がおかれていないか。	
	(3) 電話回線は変更されていないか。	
放送設備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	(2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	

## 消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確 認 箇 所	検査結果
避難器具 ( 年 月 日実施 )	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。	
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	
	(4) 降下する際に障害となる物がなく、必要な広さが確保されているか。	
	(5) 標識灯に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 ( 年 月 日実施 )	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取付状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消 防 用 水 ( 年 月 日実施 )	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。	
	(2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
排 煙 設 備 ( 年 月 日実施 )	(1) 可動垂れ壁の作動障害はないか。	
	(2) 排煙口の近くに排煙の妨げとなる物品等の障害物はないか。	
	(3) 手動操作箱や装置に変形や破損はないか。	
	(4) 制御盤の電源は、正常に供給されているか。	
連結送水管 ( 年 月 日実施 )	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また、送水活動に障害となる物がないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食がないか。	
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	(5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 ( 年 月 日実施 )	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。	
	(3) 表示灯は点灯しているか。	
備 考		
検 査 実 施 者 氏 名	統括防火・防災管理者確認	

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火・防災管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備 …即時改修 ⊗

## 消防機関への届け出、連絡事項等

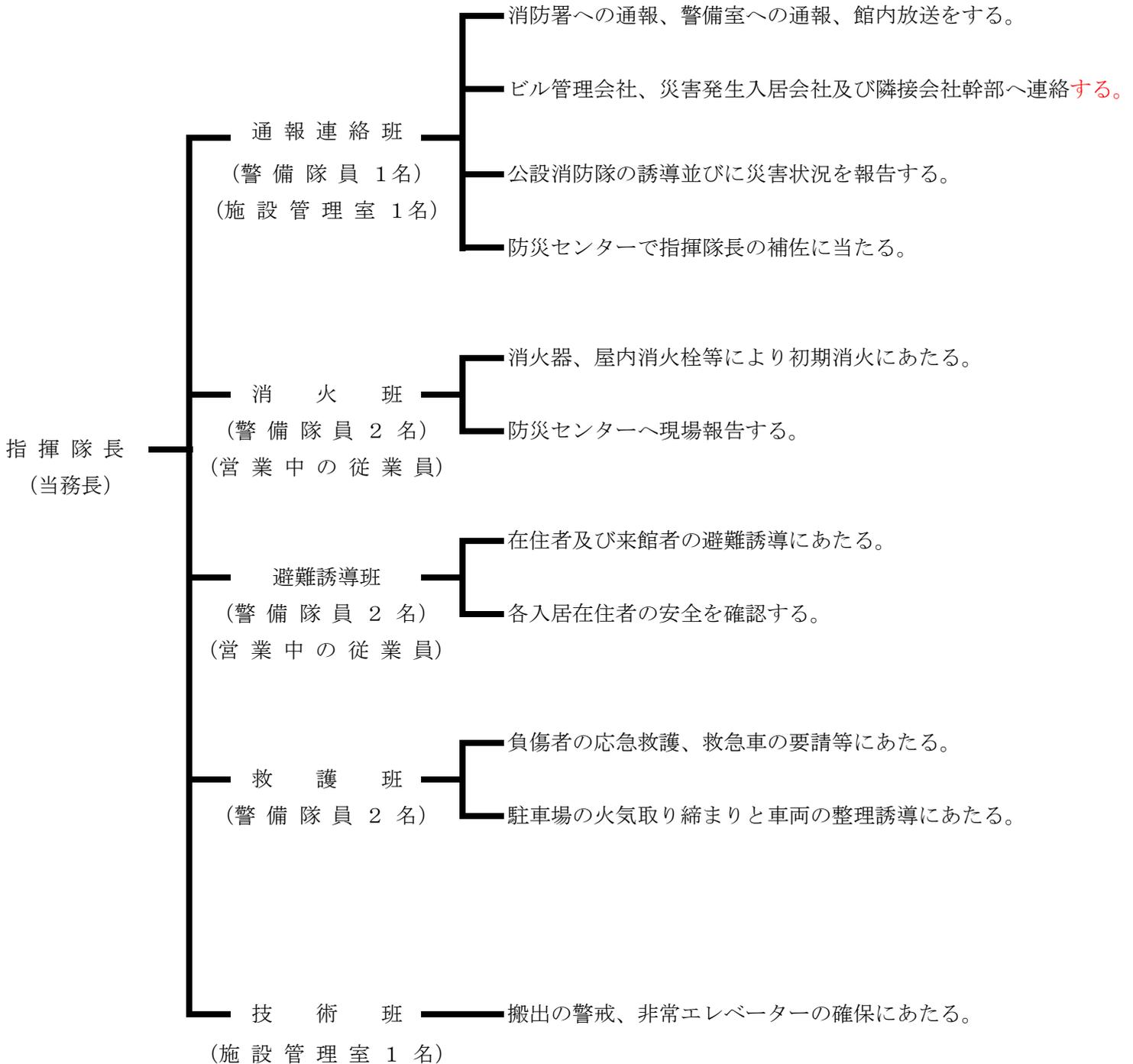
種 別	届 出 の 時 期	届 出 者
統括防火・防災管理者 選任(解任)届出	統括防火・防災管理者を定めたとき、 又は解任したとき	事業主 (共用部及び入居各事業者)
全体についての消防計画 作成(変更)届出  (共同防火・防災管理協議会 会則)	全体についての消防計画を作成 したとき、又は変更したとき	事業主 統括防火・防災管理者 (共用部及び入居各事業者)
防火・防災管理者 選任(解任)届出	防火・防災管理者を定めたとき、 又は解任したとき	事業主 (共用部及び入居各事業者)
防火・防災消防計画 作成(変更)届出  (全体消防計画)	防火・防災の消防計画を作成 したとき、又は変更したとき	事業主 防火・防災管理者 (共用部及び入居各事業者)
自衛消防組織の設置 (変更)届出	自衛消防組織を設置したとき、 又は変更したとき	事業主 (共用部及び入居各事業者)
自衛消防訓練の実施の届出	自衛消防訓練を実施するとき	統括防火・防災管理者 (共用部及び入居各事業者)
消防用設備等点検結果の報告	1年に1回	統括防火・防災管理者 事業主 (共用部及び入居各事業者)
防火対象物点検報告	1年に1回	事業主 (共用部及び入居各事業者)
防災管理点検報告	1年に1回	事業主 (共用部及び入居各事業者)
防火対象物使用開始届出	使用を開始する日の7日前まで	事業主 (共用部及び入居各事業者)
防火対象物工事等計画届出	修繕、模様替え、避難通路の変更などを行う 場合は、工事に着工する日の7日前まで	事業主 (共用部及び入居各事業者)
そ の 他	法令に基づく諸手続きを行う場合	事業主 又は防火・防災管理者 (入居各事業者)

## 防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等の一覧

1. 甲種防火管理再講習・防災管理再講習の写し
2. 統括防火管理者・防災管理者の選任（解任）に係わる書類の写し
3. 全体についての消防計画作成（変更）届出に係わる書類の写し（防火・防災）
4. 防火管理者・防災管理者の選任（解任）に係わる書類の写し
5. 消防計画作成（変更）届出に係わる書類の写し（防火・防災）
6. 自衛消防組織設置（変更）届出書の写し
7. 防火対象物の点検結果及び防災管理の点検結果の報告書の写し
8. 防火対象物の定期点検・防災管理の定期点検に関する特例認定に係る申請書の写し
9. 防火対象物の特例認定に係る認定決定通知及び不認定決定通知
10. 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置時の届出に係る書類の写し
11. 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置時の検査に係る検査済証
12. 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の報告書の写し
13. 消防計画に基づき実施される事項の状況を記録した書類
14. 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表
15. その他防火・防災管理上必要な書類

## 幕張テクノガーデン 自衛消防隊活動要領

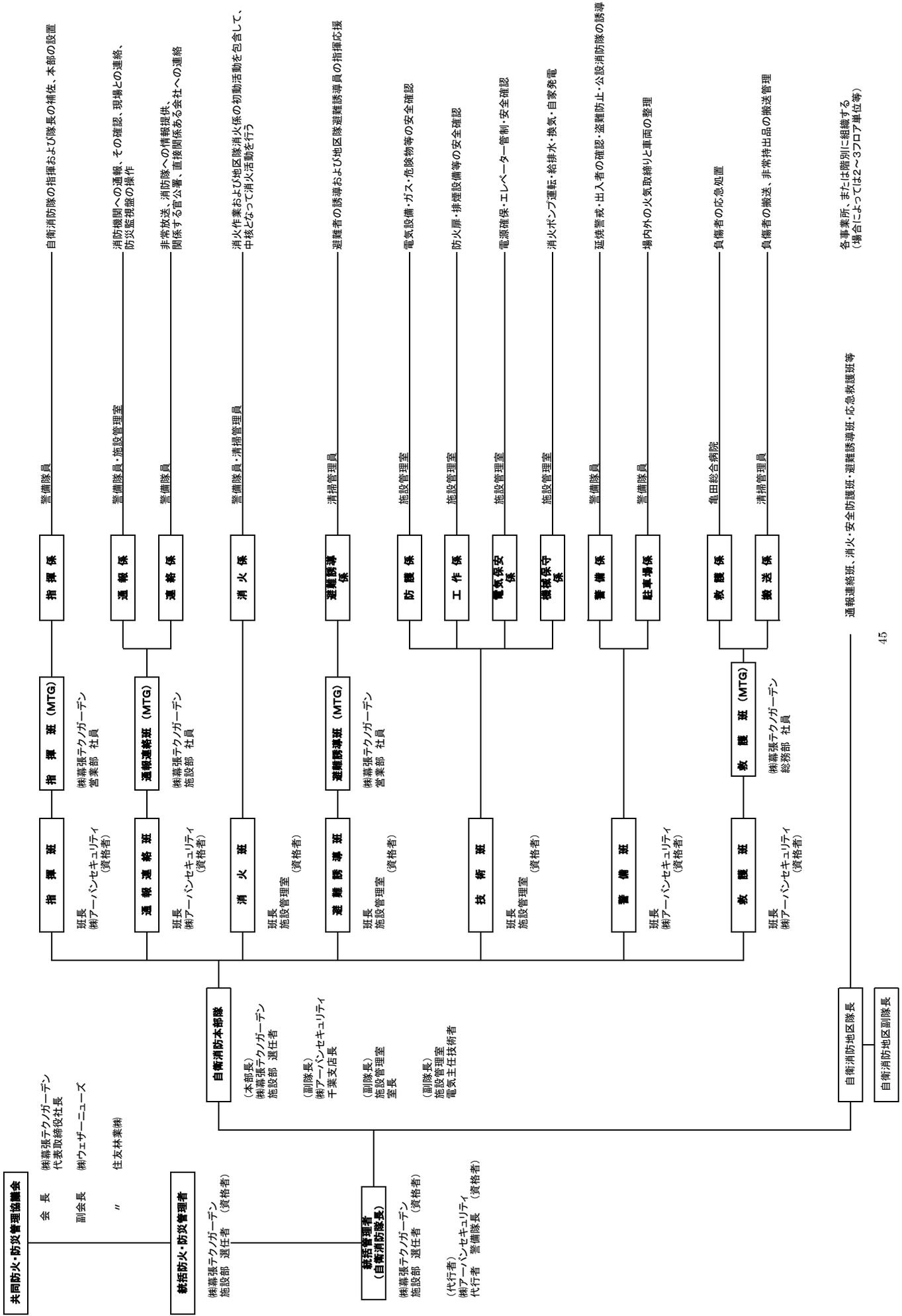
（夜間及び休日）



## 物 品 管 理 表

管 理 者 :			点 検 日					備 考
担当班	装 備	実 数						
通報連絡班	消防計画							
	フロア図面							
	非常通報連絡先一覧表							
	名簿(自衛消防要員)							
	メガホンまたは拡声器							
	懐中電灯(誘導灯付き)							
	情報伝達器具							
	その他							
消火班	消火器							
	その他							
避難誘導班	メガホンまたは拡声器							
	懐中電灯(誘導灯付)							
	カラーコーン等							
	誘導標識(案内旗)							
	その他							
安全防護班	救助器具							
	フロア図面							
	その他							
応急救護班	階段避難器具							
	応急医薬品							
	イーバックチェア							
	階段避難器具							
	受傷者記録用紙							
	その他							

# 幕張テクノガーデン自衛消防隊組織および任務分担表



## 幕張テクノガーデン 自衛消防本部隊の編成と任務

本部隊の編成（平常時）		平常時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成	警戒宣言が発せられた場合の任務
自衛消防隊本部長（自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。） 自衛消防隊長（自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する。） 自衛消防隊副隊長（隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。）				
指揮班	班長	1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 地区隊への命令の伝達及び情報の収集 4 消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導 5 その他の指揮統制上必要な事項	指揮班は、情報収集班として編成する。	1 報道機関等により判定会招集情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、本部長に報告する。 2 周辺地域め状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資機材の確認をする。 5 在館者の調査 6 その他
通報連絡班	班長	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 館内への非常通報及び指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）	通報連絡班は、情報収集班として編成する。	
消火班	班長	1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業へめ指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	消火班は、技術班の一部として編成する。	防火、避難施設、エレベーターおよび保安の措置を講ずる。
避難誘導班	班長	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令伝達 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 カラーコーン等による警戒区域の設定	避難誘導班は、平常時と同様の編成をする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
技術班	班長	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、自家発電等等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置	技術班は、平常時と同様の編成をする。	1 防護係は、電気設備・ガス・危険物の等の安全確認 2 工作係は、防火扉・排煙設備の安全確認 3 電気保安係は、電源確保・エレベーター管制の安全確認 4 機械保守係は、消火ポンプ運転・給排水・換気・自家発電の安全確認
警備班	班長	1 各出入口付近の警戒及び出入り者の監視 盗難の防止 2 消防隊の侵入誘導及び情報提供 3 駐車場内外の火気取り締まりと車輛の整理	警備班は、平常時と同様の編成をする。	1 各出入口付近の警戒及び出入り者の監視、盗難の防止 2 入居者各事業者への情報提供 3 駐車場内外の火気取り締まりと車輛の整理
救護班	班長	1 必要に応じ本部近くに応急救護所を設置 2 負傷者の応急手当 3 負傷者の所属する事業者名・氏名・年齢及び負傷箇所等必要事項の記録 4 救急隊との連携、情報の提供	救護班は、平常時と同様の編成をする。	1 救護班は、応急救護所の設置準備、負傷者の応急処理 2 負傷者の所属する事業者名・氏名・年齢及び負傷箇所等必要事項の記録 3 救急隊との連携、情報の提供

## 幕張テクノガーデン 地震災害対策本部

## 1. 目的

地震災害は、同時多発し、その活動は広範囲かつ長時間に及び、多くの協力が必要となることから、各事業所が一体となって人命の安全と被害の軽減及び復旧対策等を行うため「地震災害対策本部」を設置する。

## 2. 設置時期

震度6強以上の地震が発生した場合に設置する。

## 3. 活動内容

地震災害対策本部は、被害状況の把握、自衛消防活動の支援、応急対策の決定、復旧計画の策定等、地震災害全般にわたって決定する。

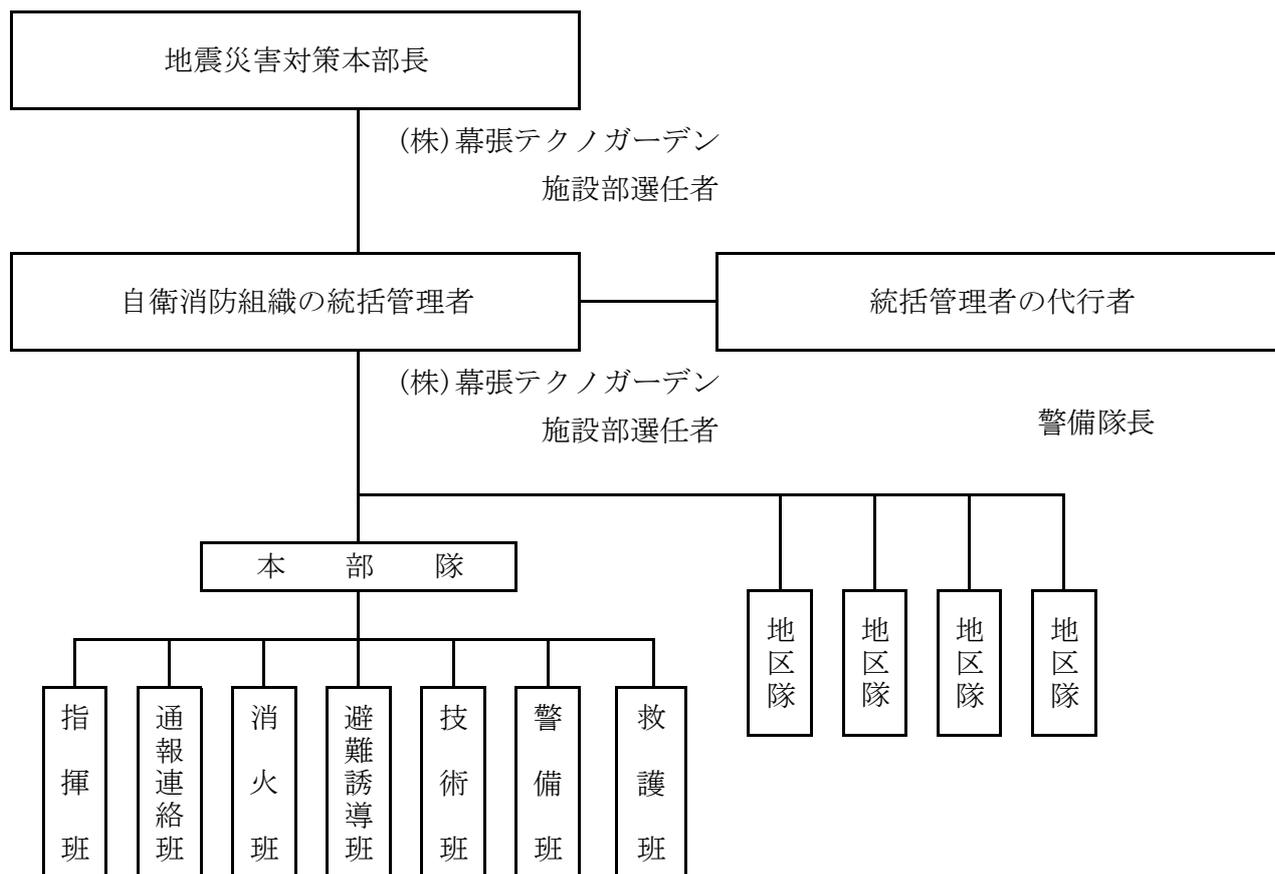
## 4. 組織及び任務

本部長は統括防火・防災管理者とする。

本部長は、地震災害活動の最高指揮者として自衛消防組織の行う活動を統括する。

## 5. 対策本部の設置場所

本部長が指定した場所とする。



## 資格管理表（自衛消防業務講習）

年 月 日 現在

氏 名	担当任務等	受講年月日	資格番号	再講習年度	備考
(株)幕張テクノガーデン 施設部選任者	統括防火・防災管理者				
(株)幕張テクノガーデン 施設部選任者	統括管理者				
警備隊長	統括管理者 代行者				
警備 課長	指揮班長				
(株)幕張テクノガーデン 営業部 社員	指揮班（サブ）				
警備隊員	指揮係				
警備班長	通報連絡班長				
(株)幕張テクノガーデン 施設部 社員	通報連絡班（サブ）				
警備隊員	通報係				
施設管理室室員	〃				
警備隊員	連絡係				
施設管理室 サブマネージャー	消火班長				
警備隊員	消火係				
清掃管理員	〃				
施設管理室 副室長	避難誘導班長				
(株)幕張テクノガーデン 営業部 社員	避難誘導班（サブ）				
清掃管理員	避難誘導係				
施設管理室 サブマネージャー	技術班長				
施設管理室室員	防護係				
〃	工作係				
〃	電気保安係				
〃	機械保守係				
警備副隊長	警備班長				
警備隊員	警備係				
〃	駐車場係				
警備班長	救護班長				
(株)幕張テクノガーデン 総務部 社員	救護班（サブ）				
亀田総合病院	救護係				
清掃管理員	搬送係				

## 様式第3号

## 消防訓練実施届出書

(あて先) 千葉市 消防署長 届出者 住 所 氏 名 連絡先電話番号 — — 連絡先電子メールアドレス @		年 月 日
		千葉市火災予防条例第43条の2の規定により消防訓練の実施を 届け出ます。
訓練種別	第1項	消火・通報・避難・総合
	第2項	避難
訓練日時	年 月 日 : ~ :	
訓練場所		
訓練目的		
参加人員	人	
訓練概要		
訓練形態	事業所主体による自主訓練・消防機関による指導を希望する訓練	
備考		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。  
 2 訓練種別及び訓練形態の欄は、該当する訓練を○で囲んでください。  
 3 ※印欄は、記入しないでください。

(全体についての防火・防災管理業務を第三者へ委託している場合)

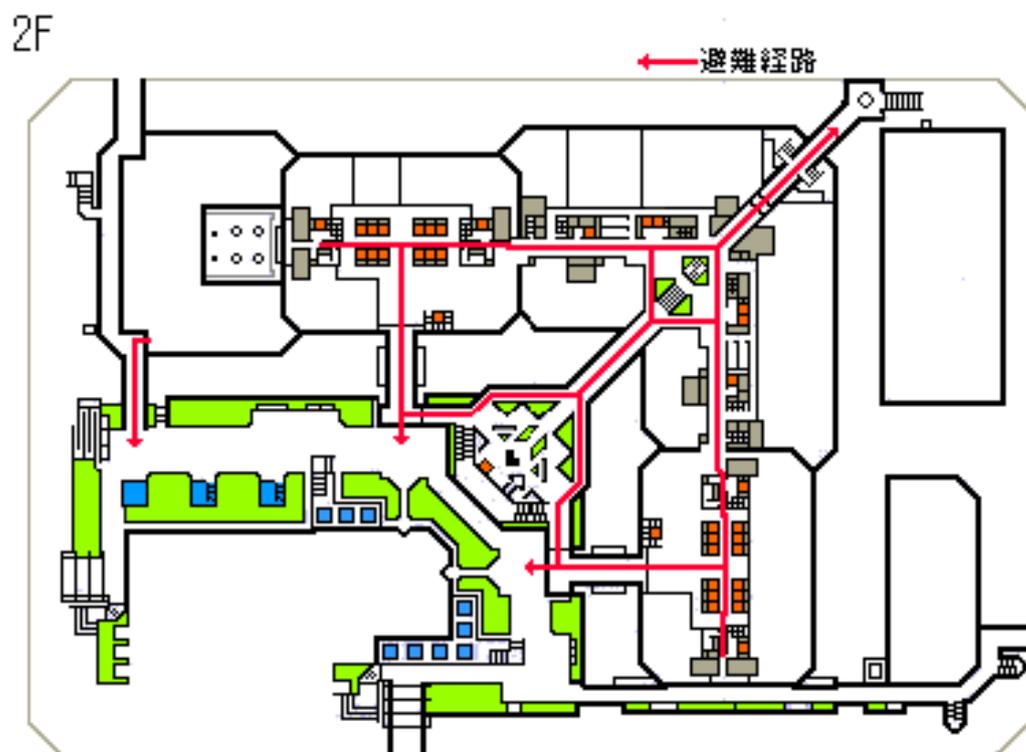
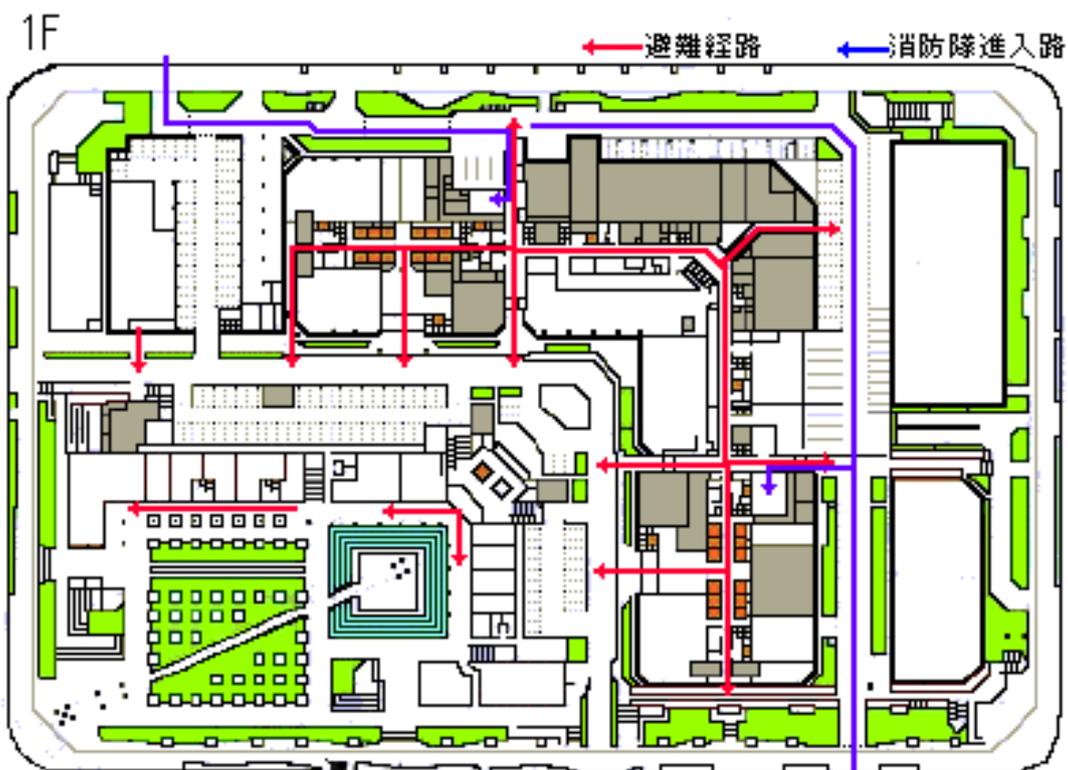
2023年5月 現在

## 全体についての統括防火・防災管理業務の委託状況表

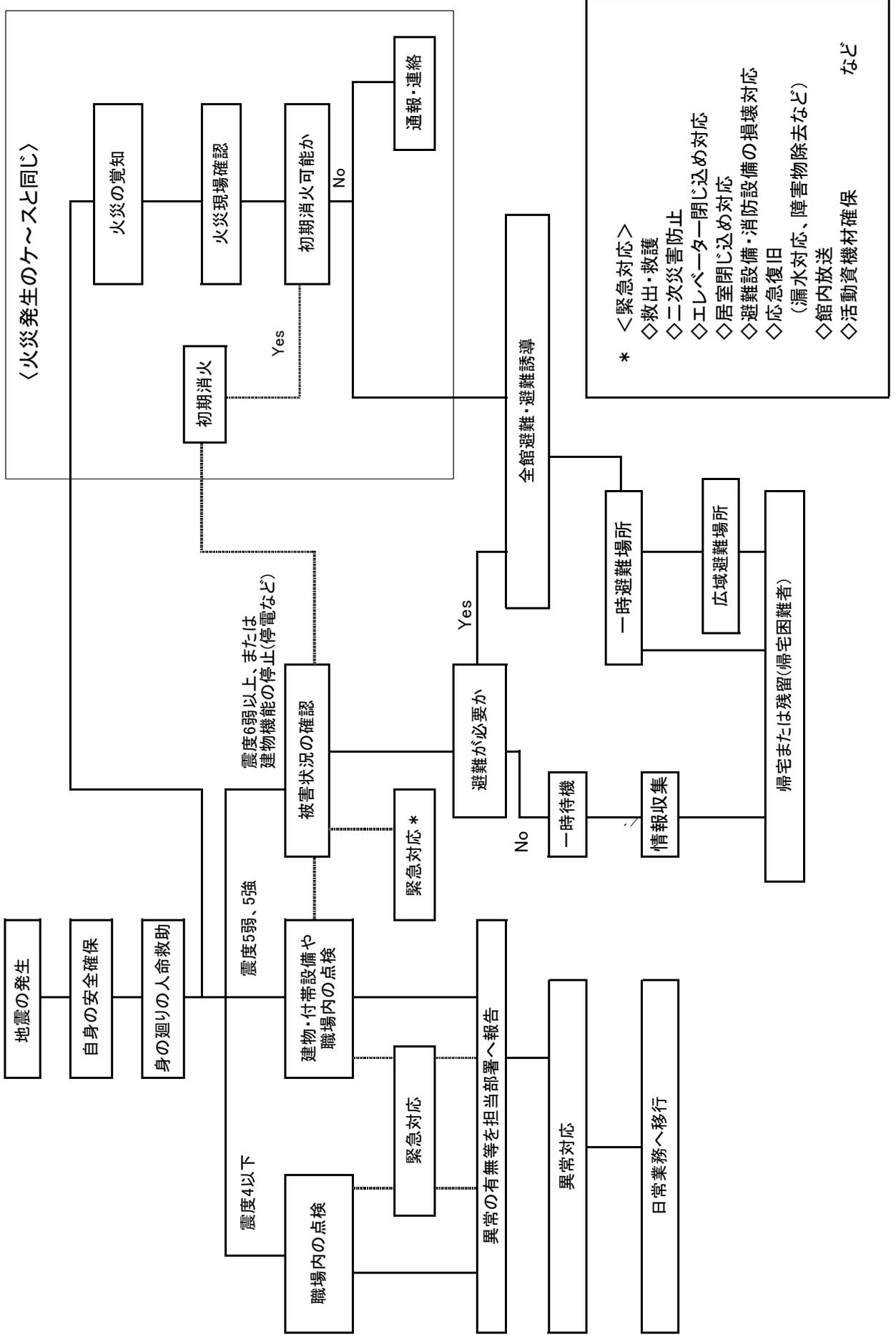
全体についての防火・防災管理者の業務委託 (全体についての防火・防災管理者の業務を第三者へ委託している場合)	
全体についての防火・防災管理者の業務を受託した者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕	氏名 (名称) 株式会社 幕張テクノガーデン 代表取締役社長  住所 (所在地) 千葉市美浜区中瀬1丁目3番 B棟1F  電話番号 043-296-8111
受託者の行う全体についての防火・防災管理業務の範囲及び方法	常駐方法 範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 出火防止業務 (火気使用箇所の点検監視など) <input checked="" type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input checked="" type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務 <input checked="" type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 <input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input checked="" type="checkbox"/> 通報連絡 <input checked="" type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	常駐場所 D棟1F 主防災センター、B棟1F 副防災センター
	常駐人員 【平日】日中8人、夜間8人、【土日祝祭日】日中6人、夜間8人
	委託する防火対象物の区域 A棟、B棟、C棟、D棟、E棟、F棟、G棟共用部及び空室
	委託する時間帯 24時間
	巡回方法 範囲 <input type="checkbox"/> 出火防止業務 (火気使用箇所の点検など) <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務 <input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	巡回回数
	巡回人員
	委託する防火対象物の区域
	委託する時間帯
	通報登録番号
	遠隔移報方法 範囲 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務 <input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	現場確認要員の待機場所
	到着所要時間
	委託する防火対象物の区域
	委託する時間帯

(備考)「受託者の行う全体についての防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

避難動線図



避難判断基準  
(地震発生時の対応行動フロー)



# 幕張テクノガーデン避難場所指定地

(美浜区指定地より選択)

幕張本郷

幕張西第3公園

幕張海浜緑地

至東京

